

2008年9月17日

各 位

本日、宇治・防災を考える市民の会（代表 志岐 常正・京都大学名誉教授）は、

宇治市議会議長 坂下 弘親 様
宇治市議会建設水道常任委員長 池内 光宏 様
宇治市議会 全議員 あてに

「淀川水系河川整備計画案」に関する京都府知事の意見聴取に対する宇治市意見についての要請 をさせていただきました。

要 請 事 項は 下記 3 点です。

- 1、今回宇治市長が、住民の生命と財産を守る責務を有する自治体の長として、「整備計画案」に対する京都府知事の意見照会に対して意見を出すにあたっては、その内容が宇治市民だれしものが納得できるもので、当然のことながら市民への説明責任が果たせるものでなくてはならないこと。そのためには宇治市議会の意見を聴くことは当然のことであり、議決機関として市民の代表である宇治市議会が「整備計画案」とりわけ宇治川河川整備案について徹底した検討・検証と審議を行なっていただきたい。
- 2、「整備計画案」および市長の意見について検討・検証し、審議されるにあたり、別添の防災を考える市民の会が近畿地方整備局、流域委員会、京都府、宇治市に提出した意見書の質問項目・検討項目を参照いただきたい。
- 3、「整備計画案」および市長の意見について検討・検証し、審議されるにあたり、防災を考える市民の会との懇談、意見聴取、現地説明会の開催など必要な事項についてご協力させていただきますので何なりとお申し付けいただきたい。

- ・要請は、志岐代表等3名で議会各会派議員に別紙文書で要請しました。
- ・議長は不在のため事務局に預けました。
- ・建設水道常任委員会の池内委員長には、直接お会いしてお願いすることができました。委員長は「9日の整備局の説明会は期待していたがああいう状況で終わった。建水でも各委員の意見を聞いて対応したい。」とのことでした。
- ・お会いできた多くの議員も再開発事業の問題点については、議会としても十分な議論が必要との認識をしていただき、9月議会で質問し取り上げさせてもらうとのコメントをいただく議員もおられました。

以上、よろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

以下、本日要請した文書を掲載させていただきます。

2008年9月17日

宇治市議会議長
坂下 弘親 様

阪神大震災の教訓を忘れず市民のための防災のあり方を考える会
(略称 宇治・防災を考える市民の会) 代 表 志 岐 常 正

「淀川水系河川整備計画案」に関する京都府知事の意見聴取に対する宇治市意見についての要請

要 請 事 項

- 1、淀川水系河川整備計画、宇治川河川整備計画は今後20～30年間に実施する計画を策定するものであり、同時に100年先をも見据えたものでなくてはなりません。
その内容は宇治市民の生命と財産を守り、宇治川の河川環境を再生する河川整備計画であり、改正河川法の趣旨にかなったもので市民だれしものが納得できるものでなくてはなりません。
今回宇治市長が、住民の生命と財産を守る責務を有する自治体の長として、「整備計画案」に対する京都府知事の意見照会に対して意見を出すにあたっては、その内容が宇治市民だれしものが納得できるもので、当然のことながら市民への説明責任が果たせるものでなくてはなりません。
そのためには宇治市議会の意見を聴くことは当然のことであり、議決機関として市民の代表である宇治市議会が「整備計画案」とりわけ宇治川河川整備案について疑問の余地がないまで徹底した検討・検証と審議を行なっていただきますよう強く要請いたします。
- 2、なお「整備計画案」および市長の意見について検討・検証し、審議されるにあたり、別添の宇治・防災を考える市民の会が近畿地方整備局、流域委員会、京都府、宇治市に提出した意見書の質問項目・検討項目を参照いただきますようお願いいたします。
- 3、また「整備計画案」および市長の意見について検討・検証し、審議されるにあたり、宇治・防災を考える市民の会との懇談、意見聴取、現地説明会の開催など必要な事項についてご協力させていただきますので何なりとお申し付けいただきますようお願いいたします。

河川整備計画案をめぐる経過と状況について

- 1、国土交通省近畿地方整備局（以下、近畿地方整備局）は、淀川水系河川整備計画の策定に関して、改正河川法に基づいて学識経験者の意見を聴取するために、2001年2月に諮問機関「淀川水系流域委員会」（以下、流域委員会）を設置し、以後淀川水系の河川整備計画のあり方について議論を進めてきました。
07年8月16日、国交省は「淀川水系河川整備計画基本方針」を告示、同8月28日、

近畿地方整備局は「淀川水系河川整備計画原案」（以下、整備計画原案）を発表し、流域委員会に提示しました。

「整備計画原案」の内容は、それまでの長期間にわたる流域委員会における河川管理者（近畿地方整備局）をふくめた審議を踏まえたものとはなっていないために物議をかもしだしました。

流域委員会は「整備計画原案」の審議を続け、08年4月25日、整備計画原案の見直しを求める中間意見を河川管理者に提出し、同時に引き続き審議を行って最終意見を出す意向を示しました。

ところが、近畿地方整備局は08年6月20日に突如、自ら改正河川法にもとづいて設置した流域委員会の「整備計画原案」に対する最終意見を聴くことなく、「淀川水系河川整備計画案」を発表し、同時に関係知事に対して意見聴取のために「整備計画案」を送付しました。

2、上記の近畿地方整備局の行為に対して、流域委員会の元委員長三氏（芦田和男、寺田武彦、今本博健）および大阪弁護士会は、河川法16条の2の手続きに違反し同法の趣旨・目的をないがしろにするものであると厳しく指摘し、流域住民からも国交省・近畿地方整備局に対して改正河川法に違反し民主主義を踏みこむ暴挙として厳しい抗議が寄せられ、報道関係もいっせいに「流域委意見無視」「諮問機関無視」「踏みこまれた河川法」と批判的な論調で報道しています。

最近では、京都弁護士会が、08年8月28日、「近畿地方整備局は整備計画案を撤回し、流域委員会の最終意見を聴き、これを反映した計画案を再度提示すべきである。京都府、大阪府、滋賀県及び三重県知事は、上記の再提示を待って、計画案に対する意見を述べるべきである。また、少なくとも流域委員会の最終意見が出されるまでは、計画案に対する知事意見は述べるべきではない。」との趣旨の意見書を近畿地方整備局および4知事に送付しています。

大阪府議会は、08年7月に、「地域主権を確立するため国直轄事業の抜本的な見直しを求める意見書」を採択し、その中で「国会および政府は、『淀川水系流域委員会』の意見を十分精査した上で、『地域のことは地域自らが考え、決定し、地域自らが責任を負う』ことのできる地域主権を確立し、存の地方自治を実現するため、国直轄事業負担金を廃止するなど、国直轄事業の在り方を抜本的に見直すよう強く要望する。」ことを国会および政府に求めています。

3、現在、京都、滋賀、大阪の3知事は、近畿地方整備局が「整備計画案」について関係知事の意見を求めていることに対して、慎重な態度をとり、3知事合同で意見を提出する態度をとっています。

前述のとおり「整備計画案」は、改正河川法の手続きに違反して流域委員会の最終意見を聴かないでつくったものあり、同時に内容的にも問題のある「整備計画案」に対して意見を述べるためには、徹底した検討が必要であり、慎重にならざるを得ないところです。

京都府知事は、6月30日、近畿地方整備局長の説明に対して、委員会の意見を見てからでしか回答できないとし、治水効果のデータも一方的な資料として、天ヶ瀬ダム再開発などの治水効果や「河川別、各ダム別の総事業費や府の負担分」などについての資料提示を求めました。またさらに近畿地方整備局と流域委員会の関係を正常化し、技術的な論点を詰めて一定の合意を導くよう改めて求めました。

しかし、近畿地方整備局は整備計画案について流域委員会に聴くことは何もない、聴かないという態度を一貫してとっており、流域委員会の宮本委員長が7月17日および8月20日の運営会議において、関係正常化のために近畿整備局長との会談を申し入れましたが、これを拒否しています。

また流域委員会が最終意見をまとめる作業検討会も流域委員会の活動として認めないという異常な態度をとっています。

京都府知事は、7月4日及び8日の府議会一般質問で、「国から示された資料は、天ヶ瀬ダム再開発と水位の関係など不十分な点が多い」と答弁し、近畿地方整備局と流域委員会の関係正常化と論点を絞った審議を求めたことも報告し、課題を検証し結果を広く明らかにしてゆく、上下流や関係市町村と協議して治水対策を進める方針を示しました。

7月9日、京都府は、府内流域17市町村の担当者説明会議を開催し、各市町村長の意見を聞く照会文書(回答期限を設けず)を配布、専門家による第三者機関の意見も踏まえ、府として判断する意向を示しました。

7月31日、京都府は河川整備計画案について検証するため、防災、水資源、地球環境の専門家4人と府河川課で構成する、「淀川水系河川整備技術検討会」の初会合を開催し、検証に入りました。

滋賀県ではすでに大戸川ダムについて代替案を検討しています。

こうした中で、近畿地方整備局は、8月27日、知事意見を待たずに淀川4ダム56億円(大戸川ダム38億円、天ヶ瀬ダム1億3500万円、川上ダム38億円、丹生ダム6億2千万円。道路の付け替えや環境調査費が中心、ダム本体工事費は含まず)を来年度予算として概算要求したと発表しました。

9月3日、京都府山田知事は3知事の意見は来月末か11月になる見通しを示しました。京都府として専門家による技術委員会の中間報告を今月中(9月中)に受け、府議会や流域自治体の意見を踏まえると、京都としての意見の取りまとめは10月。滋賀、大阪の知事と合同で意見を取りまとめる時期が「早くても10月末か11月になる」「細部をのぞいて、できる限り一致した見解を国に述べる」としています。

滋賀県の嘉田知事は、すでに12月定例県議会に意見案を提案する方向を明らかにしており、山田知事は「大阪と京都も、滋賀に議会对応を合致させる必要がある」と、同時期に議会報告する方向を示しました。

9月9日、近畿地方整備局は宇治市において「整備計画案」の説明会を開催し市民40人が参加しました。しかし近畿地方整備局の説明は淀川水系の一般的な話に終始し、宇治川整備計画案の内容が説明されなかったために参加者から再度説明会を開催し説明責任を果たすよう求める厳しい意見が続出しました。

4、宇治市は、河川整備計画原案に対する市民意見募集を行ったにもかかわらずその原案の抜本の見直しを求める意見を反映せず、近畿地方整備局の提示した計画原案の内容を鵜呑みにしてなんらの責任ある精査・検証を行わないままに、さる2月に、整備計画原案賛成の意見書を近畿地方整備局に提出しました。

また近畿地方整備局が、6月20日に改正河川法の手続きに違反して、流域委員会の最終意見を聴かずに「整備計画案」を発表した時にも、無条件でこれに賛意を表明しています。

この場合、2月の宇治市の意見書の中の27項目に及ぶ意見・懸念・要請に対する近畿地方整備局の回答をまったく得ずに、つまりなんらの検討検証を加えずに無条件賛成しているところがあまりにも国追従で市民に無責任と言えます。

5、私たちは、この間の専門家を含む現地調査・検討・検証をもとにして、近畿地方整備局、流域委員会、京都府、宇治市に対して、430億円の巨費を投じ日本一の巨大トンネルを掘削し、毎秒600m³/秒の放流トンネル設置する天ヶ瀬ダム再開発と琵琶湖の後期放流のための天ヶ瀬ダム1500m³/秒放流の危険性を指摘し、また宇治川洪水に対応するために塔の島地区で1500m³/秒改修（河床掘削）を行う必要はなく、改修規模を小さくすべきこと、計画案どおり河床掘削を行えば世界遺産と一体となった塔の島地区の歴史的景観の修復・保全に逆行し、河床低下を招き、致命的な破壊を招くこと、いま最優先で補強すべきは宇治川の堤防強化であること、その他数々の問題を指摘し、整備計画案の抜本の見直しを求めてきました。

また最新の調査では天ヶ瀬ダムから3km以内で3つの活断層を確認した調査を踏まえ、「天ヶ瀬ダム周辺3km以内に活断層はない」という近畿地方整備局の説明は間違いであることを新聞発表しました。

また私たちは宇治市長に意見を提出すると共に再三意見交換のための懇談会を申し込んできましたが、宇治市はこれを拒否しています。これは市民に対する行政の説明責任を放棄する無責任な態度といえます。

この間、宇治・防災を考える市民の会、宇治・世界遺産を守る会、中宇治をよくする会など市民団体、商工観光関係者、市民各位が、改正河川法の趣旨にもとづいて、整備計画のあり方、整備計画原案、整備計画案に対して、調査活動を行い、意見を提出してきました。

最新の流域委員会作業検討会では、大戸川ダム及び天ヶ瀬ダム再開発の効果に疑問が提示され、宇治川においては現況よりも大戸川および天ヶ瀬ダム再開発後の方が安全とは言えない、むしろ計画高水位を超える範囲が広がるなど危険があるとの見解も示され、また塔の島地区の河川整備は1500m³/秒（河床掘削）である必要はなく小さい規模に再検討すべきこと、したがって天ヶ瀬ダムの放流も1500m³/秒から再検討すべきことが検討されています。

以 上